

事 務 連 絡
令和8年7月3日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 御中

一般社団法人 日本ジェネリック医薬品流通協会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

メーカーによる優先供給の仕組み（分包紙、薬剤容器）へのご配慮について

現下の中東情勢を踏まえ、現在当省において、国内における医薬品、医療機器及び医療用物資等の安定供給を確保するために、医薬品等の供給に関する情報提供窓口を設置し、個々の情報に応じた様々な対策を講じているところです。

今般、薬局等から分包紙、薬剤容器（以下「分包紙等」という。）の供給が滞っているとの多くの情報提供があり、当省において分包紙等の供給が滞っている薬局等リスト（以下「リスト」という。）を作成し、分包紙等を製造しているメーカーにリストを共有し、当該薬局等に対する供給についてご配慮をお願いしているところです。

上記を踏まえ、リストに掲載されている薬局等が、従来から取引のある卸業者へ分包紙等を発注する際に、リストに掲載されている旨を付して発注されることが想定されます。

つきましては、該当メーカーに対しリスト掲載先への流通面での配慮をお願いしている趣旨について貴会会員等に周知いただくとともに、薬局等から分包紙等の在庫不足に伴う発注があった場合には、該当メーカーにその旨を伝えるなど、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。